当麻町商工業振興補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、当麻町内において商工業を営む個人事業主、企業等及び新規開業者に対し、必要な支援を行うことにより、事業の持続化や発展を図り、また、廃業後の店舗併用住宅を利活用することで、空き店舗を解消し商工業の活性化を図ることを目的に、当麻町商工業振興補助金（以下、「補助金」という。）の交付について規定する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

（１）　企業等　当麻町内に本社又は本店を置くもので、当麻町商工会会員であること。

（２）　新規開業者　当麻町商工会会員となることを確約し、当麻町内に新たな店舗を構え継続して５年間事業を行う者。

（３）　店舗　不特定多数の顧客が訪問して対面で直接的に物品やサービスを購入したり設備を利用したりするための建物や施設をいう。

（４）　合併処理浄化槽　し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という）除去率９０％以上、放流水のＢＯＤ濃度２０mg/L（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。ただし、この要綱で使用できる浄化槽は、全国浄化槽推進市町村協議会に登録した浄化槽とする。

（５）　空き店舗等　町内に存する店舗または住宅及びその敷地で、建築後使用したことがあり、申請時に居住者がいないものをいう。

（補助対象事業及び補助交付要件等）

第３条　この補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、事業内容、対象業種、補助対象者、補助交付要件は別表１のとおり、補助対象経費、補助金額等は別表２のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

　（１）新築・増改築事業

　（２）改修事業

　（３）新築町産材活用事業

　（４）合併処理浄化槽設置整備事業

　（５）空き店舗等解体事業

　（６）店舗併用住宅譲渡奨励事業

　（７）機械等導入事業

　（８）太陽光発電システム設置事業

（補助金の対象期間）

第４条　この補助金の対象期間は、交付の申請があった日の属する年度の３月３１日までとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、町長に対し、補助金交付申請書（第１号様式）に別表３に掲げる書類を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　町長は前条に定める交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（第５号様式）により当該交付の申請をした者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第７条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付決定内容の変更並びに補助事業の中止又は廃止を行う場合は、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（第６号様式）を町長へ提出し承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

２　前項の規定により補助事業の変更承認の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び内容を調査し、決定すべきものと認めたときは、速やかに補助事業変更決定通知書（第７号様式）により補助金等の変更の決定をするものとする。

（補助金の概算払）

第８条　補助金は、第１０条に定める交付額の確定後において交付するものとする。ただし、町長は、事業の遂行上必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

２　前項に定める補助金の概算払を受けようとする者は、補助金概算払申請書（第８号様式）を町長に提出しなければならない。

３　町長は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、当該申請者に対し、補助金概算払交付決定通知書（第９号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第９条　第６条第１項に定める補助金の交付決定者は、当該年度の事業完了時、町長に対し、補助事業実績報告書（第１０号様式）に、別表４に掲げる書類を添付し提出しなければならない。

（交付額の確定）

第１０条　町長は、前条に定める実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告等の審査により、補助金の交付の決定内容等に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは補助金交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第１１号様式）により交付決定者へ通知するものとする。

（補助金の交付の取消）

第１１条　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（１）　新規開業者が自己の都合により５年以内に事業を廃止したとき。

（２）　虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

（３）　補助金を他の用途に使用したとき。

（４）　その他本事業の趣旨に照らし、町長が不適当と認めたとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付取消通知書（第１２号様式）により交付決定者に通知するものとする。

３　第３条第３号、第４号、第５号、第８号に定める補助対象事業の補助金の交付決定者は、第１項に定めるもののほか、第１５条に定める準用する要綱の補助金の交付の取り消しに該当した場合も同様に、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において交付を取り消した場合は、準用する要綱に定める通知をするものとする。

（補助金の返還）

第１２条　町長は、補助金の交付を取り消した場合において当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは補助金の返還を命ずるものとする。ただし、死亡、疾病その他やむを得ない事由により補助金を返還することが困難と認められる者については、支給した補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（事業継続の申告）

第１３条　補助金の交付決定者は、決定を受けた事業が当該事業により交付を受けた年度を含む５年の間、事業を継続している申告を事業継続申告書（第１３号様式）に次の書類を添えて、毎年度末までに申告しなければならない。

（１）法人の場合は、決算書及び収支内訳書

（２）個人事業主の場合は、確定申告書の写し

（３）その他町長が必要と認める書類

２　前項の場合において、第９条に規定する実績報告があった年度については事業継続申告書の提出を省略できるものとする。

３　補助金の交付決定者は、町長から当該補助金の決定を受けた事業を継続している証明を求められた場合には、速やかに証明しなければならない。

（規則の準用）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について、当麻町補助金等交付規則(昭和６３年規則第２号)の規定を準用する。

　（要綱の準用）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、第３条第３号、第４号、第５号、第８号に定める補助対象事業の補助金の交付について、次の要綱の規定を準用する。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業名 | 準用する要綱名 |
| （３）店舗用新築町産材活用事業 | 当麻町産材活用促進事業補助金交付要綱 |
| （４）店舗用合併処理浄化槽設置整備事業 | 当麻町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 |
| （５）空き店舗等解体事業 | 当麻町未来へつなぐ宅地循環促進事業補助金交付要綱 |
| （８）太陽光発電システム設置事業 | 当麻町太陽光発電システム設置補助金交付要綱 |

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同月までに補助金の交付を受けた者は、第１１条から第１５条の規定について、令和１４年３月３１日までなお効力を有する。